

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年2月4日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

#### （理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「特定市道 特定地番の道路用地」について、「昭和50年代半ば頃、両側に私道を有する幅員4mの建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路（以下 従前道路といいます）を、道路法の道路とする横浜市の要請に応え、私道敷地の全てを寄付して同法の道路としたが、一部道路幅員は減少し、道路区域の外側に道路用地が存在している。」「従前道路に割って入り鉄杭（以下 ハマ杭といいます）」「を標示して、土地（隣接地）の境界を主張し、これを道路法の道路区域として公示している。」「ハマ杭を標示した幅員は実測で3.93m、建築基準法第42条第1項第1号、道路法の道路の幅員は4m以上とする規定により、違法と認められ」る。「道路区域の外側は道路法が適用されないため、寄付取得した土地の管理は放棄を余儀なくされ、市の行政財産に損害を被ってい」る。

「特定市道 特定地番の道路用地に土地の境界（道路区域）として標示したハマ杭」を「撤去すること」「ハマ杭撤去後の道路区域線は」「従前道路境界線」「とすること」と述べています。

しかし、これらの主張は、いずれも道路の管理に関するものと解されます。

道路の管理が住民訴訟の対象となるかについて、東京高裁平成15年4月22日判決は「道路

（裏面あり）

の管理といっても、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対象にはならないというべきである。」と判示しており、これは住民監査請求においても同様であると解されます。

請求人の主張は、いずれも道路行政上の管理に関するものであり、財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理に関するものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。